

吸収合併に関する事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に規定する書面)

2024 年 8 月 1 日

弁護士ドットコム株式会社

2024 年 8 月 1 日

東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号
弁護士ドットコム株式会社
代表取締役社長 兼 CEO 元榮 太一郎

当社は、2024 年 6 月 12 日付で株式会社弁護革命（以下「弁護革命」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2024 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、弁護革命を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2024 年 8 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

弁護革命は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

弁護革命は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

弁護革命は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

弁護革命は、会社法第 789 条第 2 項および 3 項に従い、2024 年 6 月 28 日付の官報および同日付の日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いました。が、申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

（1）本吸収合併の差止請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併に該当するため、反対株主

の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および 3 項に従い、2024 年 6 月 28 日付の官報および同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第 1 項に基づく異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、弁護革命から資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 吸収合併の登記をした日

本吸収合併の効力発生日である 2024 年 8 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記のほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が
備え置いた書面に記載された事項

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

2024 年 6 月 28 日

株式会社弁護革命

2024 年 6 月 28 日

京都市下京区中堂寺南町 134 番地

ASTEM ビル 8 階 8 G16

株式会社弁護革命

代表取締役社長 山本 了宣

株式会社弁護革命（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）および弁護士ドットコム株式会社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両者間で 2024 年 6 月 12 日付合併契約を締結し、2024 年 8 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

6. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙 2 記載の「重要な後発事象に関する注記」のとおりであり、その他に該当する事項はございません。

7. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

- ① 吸収合併消滅会社は、2024 年 5 月 15 日付で吸収合併存続会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、同年 5 月 24 日に 50,000 千円の借入を実行しました。
- ② 吸収合併消滅会社は、2024 年 5 月 27 日に京都信用金庫および株式会社日本政策金融公庫からの借入（最終事業年度末日の合計残高 16,672 千円）を全額返済しました。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益およびキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

9. 備置き開始後の変更に関する事項

事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

弁護士ドットコム株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社弁護革命（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条 （商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

商号：弁護士ドットコム株式会社

住所：東京都港区六本木四丁目 1 番 4 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社弁護革命

住所：京都市下京区中堂寺南町 134 番地 ASTEM ビル 8 階 8G16

第3条 （本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

第4条 （資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条 （吸収合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 8 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第6条 （合併契約の承認）

甲は会社法第 796 条第 2 項により、乙は会社法第 784 条第 1 項により、本契約について株主総会の承認を経ずに合併するものとする。

第7条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条 （合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議し合意することにより、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第9条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

第10条 （準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、同法に従い解釈される。

第11条 （管轄）

甲及び乙は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

[以下、本頁余白]

本契約締結の証として、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。但し、書面契約の代わりに電子契約を締結する場合は、本書の電磁的記録を作成し、双方が合意の後電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2024年6月12日

甲： 東京都港区六本木四丁目1番4号
弁護士ドットコム株式会社
代表取締役社長 元榮 太一郎

乙： 京都市下京区中堂寺南町134番地
ASTEMビル8階8G16
株式会社弁護革命
代表取締役社長 山本 了宣

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染法上の5類になったことに伴い、経済活動が正常化するなか消費者需要が回復したことに加え、緩和的な金融環境や政府の経済政策の効果などにも支えられて、景気は緩やかに持ち直し、潜在成長率を上回る成長が続きました。しかしながら、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社は、“「プロフェッショナル・テック」で、次の常識をつくる“をミッションとして、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営、ならびに契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は11,323百万円、営業利益1,236百万円、経常利益1,315百万円、親会社株主に帰属する当期純利益837百万円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

報告セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業では、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」等を通じたインターネットメディアの運営を行っております。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザビリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めました。その結果、2024年3月における月間サイト訪問者数は1,600万人、当連結会計年度末時点の会員登録弁護士数が23,784人、そのうち、弁護士支援サービスの有料会員登録弁護士数が5,372人、「弁護士ドットコム」の有料会員

サービスの有料会員数が184,739人となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,452百万円、セグメント利益は1,431百万円となりました。

(IT・ソリューション事業)

IT・ソリューション事業では、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」をはじめとしたIT・ソリューションサービスの提供を行っております。また、2023年10月2日付で判例データベース「判例秘書」を提供し、業界で圧倒的シェアを有する株式会社エル・アイ・シーの株式を取得しました。

「クラウドサイン」では、積極的な人材採用による開発体制・営業体制の強化および各種媒体への広告出稿等を通じて、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努めました。その結果、当連結会計年度の契約送信件数は8,164,146件となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,871百万円、セグメント利益は1,481百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、709百万円であり、その主なものは、当社グループの事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが394百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは“「プロフェッショナル・テック」で、次の常識をつくる“をミッションに中長期的な企業価値の向上に向け、あらゆるリーガルデータを学習させた日本初の法律特化の独自LLM（大規模言語モデル）「リーガルブレイン」の構築を重要な戦略の一つと位置づけ、これまでにないリーガルサービスの開発を進めております。これらリーガルブレインの開発を推進するための資金として、当連結会計年度に金融機関から4,150百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2023年10月2日に株式会社エル・アイ・シーの全株式を取得し、同社および同社の子会社である株式会社E0C.comを連結子会社としております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

① 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社グループは「弁護士ドットコム」における弁護士支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

また、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」については、ユーザビリティの向上、認知度の向上、および顧客基盤の拡大に努め、電子契約の普及・市場拡大に貢献することにより、企業および個人の生産性向上、コンプライアンスの強化を実現することで、収益の拡大を図ってまいります。

② システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社グループはインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社グループは、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共

感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

(6) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期 当連結会計年度
	(2021年3月期)	(2022年3月期)	(2023年3月期)	(2024年3月期)
売 上 高	— 千円	— 千円	— 千円	11,323,742 千円
経 常 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	1,315,648 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	837,671 千円
1株当たり当期純利益金額	— 円	— 円	— 円	37.62 円
総 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	10,164,424 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	— 千円	4,157,610 千円
1株当たり純資産額	— 円	— 円	— 円	183.87 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 第19期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第18期以前の各数値は記載しておりません。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社 エル・アイ・シー	20,000千円	100%	判例データベース「判例秘書」の開発 および提供
株式会社E0C.com	10,000千円	(100%)	判例データベース「判例秘書」の販売

(注) 1. 議決権比率の()は、間接所有割合を示しております。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社エル・アイ・シー
特定完全子会社の住所	東京都港区南青山二丁目6番18号
当社における特定完全子会社の 株式の帳簿価額	3,303,745千円
当社の総資産額	8,323,432千円

(8) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
メディア事業	「弁護士ドットコム (bengo4.com)」 「税理士ドットコム (zeiri4.com)」の運営
IT・ソリューション事業	「クラウドサイン」「判例秘書」等の提供

(9) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区六本木四丁目1番4号
大阪支社	大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号
福岡支社	福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目8番33号

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
524名	一名	36.2歳	3.4年

(注)第19期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

セグメントの名称	従業員数
メディア事業	152名
IT・ソリューション事業	276名
全社(共通)	96名
合計	524名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社(共通)は管理部門の従業員であります。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	933百万円
株式会社三井住友銀行	910百万円
株式会社横浜銀行	902百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 48,000,000株

(2) 発行済株式の総数 22,382,100株

(3) 株主数 10,606名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
Authense Holdings 合 同 会 社	10,038,900	45.06
元 榮 太 一 郎	4,881,100	21.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	592,540	2.66
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	512,000	2.30
THE BANK OF NEW YORK 133652	433,900	1.95
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	344,238	1.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	249,200	1.12
J.P.Morgan Securities plc	200,041	0.90
THE BANK OF NEW YORK 133612	184,500	0.83
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	141,100	0.63

(注) 1. 持株比率は自己株式101,363株を控除して計算しております。

2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

		第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議日		2023年9月13日	2023年9月13日
新株予約権の数		70個	30個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		2027年7月1日から 2032年7月27日	2027年7月1日から 2032年7月27日
新株予約権の主な行使条件		(注)	(注)
使用人等の 保有状況	当社使用人	新株予約権の数 70個 目的となる株式の数 7,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 30個 目的となる株式の数 3,000株 保有者数 2名

(注) 所定の業績目標を達成することのほか、新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 割当日において当社もしくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができないものとします。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
元 榮 太郎	代表取締役社長兼CEO	弁護士法人Authense法律事務所 代表社員 Authense Holdings合同会社 代表取締役 Authense Consulting株式会社 代表取締役 株式会社ユニバーサルスポーツジャパン 代表取締役
内 田 陽 介	取締役会長	
田 上 嘉 一	取締役執行役員	株式会社エル・アイ・シー取締役 株式会社EOC.com取締役
橘 大 地	取締役執行役員	一般社団法人クラウド型電子署名サービス協議会 代表理事 株式会社PeopleX代表取締役兼CEO
渡 邊 陽 介	取締役執行役員	
澤 田 将 興	取締役執行役員	株式会社エル・アイ・シー取締役 株式会社EOC.com取締役
石 丸 文 彦	取締役	株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役
村 上 敦 浩	取締役	株式会社カカコム 取締役執行役員
上野山 勝 也	取締役	株式会社PKSHA Technology 代表取締役 株式会社PKSHA Workplace 取締役 株式会社アイテック 取締役 株式会社PKSHA Associates 取締役 株式会社PKSHA Communication 取締役
唐 樋 和 明	常勤監査役	
須 田 仁 之	監査役	
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役唐樋和明氏、監査役須田仁之氏および阿久津操氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役石丸文彦氏、村上敦浩氏および上野山勝也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります（2024年5月1日現在）。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	島津 忠昭	弁護士ドットコム事業本部長
執行役員	福田 慎太郎	エンジニアHR戦略室長
執行役員	根垣 昂平	クラウドサイン事業本部長
執行役員	市橋 立	—
執行役員	高橋 弘法	情報ガバナンス本部長 兼 技術戦略室長

6. 取締役村上敦浩氏は、2024年4月1日をもって、株式会社カカコムの代表取締役社長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員および社外派遣役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は3名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年9月25日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2023年6月23日開催の取締役会にて代表取締役社長元榮太一郎氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役	9名	115,650千円
監査役	3名	13,800千円
うち社外役員	6名	29,700千円

(注) 当事業年度の報酬は基本報酬のみであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 石丸文彦氏

取締役石丸文彦氏の兼務先である株式会社アコード・ベンチャーズは、当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 取締役 村上敦浩氏

取締役村上敦浩氏の兼務先である株式会社カクコムは、当社との間に特別の関係はありません。

ハ. 取締役 上野山勝也氏

取締役上野山勝也氏の兼務先である株式会社PKSHA Technology、株式会社PKSHA Workplace、株式会社アイテック、株式会社PKSHA Associatesおよび株式会社PKSHA Communicationは、当社との間に特別の関係はありません。

ニ. 監査役 唐樋和明氏

監査役唐樋和明氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

ホ. 監査役 須田仁之氏

監査役須田仁之氏は、当社以外の会社との重要な兼職はありません。

ヘ. 監査役 阿久津操氏

監査役阿久津操氏の兼務先である株式会社ココブリーズは、当社との間に特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 石丸 文彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 村上 敦浩	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 上野山勝也	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 唐樋 和明	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、監査役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 須田 仁之	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、監査役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 阿久津 操	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、監査役会19回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役石丸文彦氏は、ベンチャーキャピタルにおける投資経験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

社外取締役村上敦浩氏は、コンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

社外取締役上野山勝也氏は、事業会社における経営経験および専門知識に基づく当社の経営全般に対する助言を期待されており、在任期間中に当該助言を通じて当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54,130千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	109,321千円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である情報セキュリティ監査および会計士協会の基準に基づく保証業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ハ. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ. 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ホ. 内部監査の担当部署を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

ヘ. 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。

ト. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務担当部署を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

- ⑤ 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社の遵法体制その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- ロ. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部署を定めることとし、当該主管部署は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ハ. 当社およびその子会社からなる企業集団における経営の健全性の向上および業務の適正の確保のため、子会社の取締役および使用人の業務執行について、決裁権限基準の整備を行うほか、子会社管理規程を作成して子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とする旨定め、特に重要な事項については当社の経営会議での審議および取締役会への付議を行う。
- ニ. 当社は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- ホ. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正の確保のために、その担当事項に関して実効性のある統制手段を定め、運用する。
- ヘ. 当社は、子会社の業務の適正性について内部監査を行う。
- ト. 当社は、当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化をはかる。当社の各部門および子会社は、関連部門の支援の下で、これを実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、社内通報規程に基づき、監査役に報告する。また、子会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、子会社の社内通報規程に基づき、子会社の監査役を通じて当社の監査役に報告する体制等が整備されている。

- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報規程に定めている。また、子会社においても社内通報規程に基づき、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止している。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

- ⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および総務担当部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、総務担当部署を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役会に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

- ⑫ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

イ、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

ロ、反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

ア）反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理

体制を確立する。

イ) 外部専門機関との連携体制を確立する。

ウ) 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。

エ) 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は17回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は19回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人ならびに内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理およびコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、危機管理規程の制定およびコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化およびコンプライアンスの遵守に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を

検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

② 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>5,654,944</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,906,663</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,469,066         | 1年内返済予定の長期借入金          | 508,754           |
| 売 掛 金                  | 1,795,634         | 未 払 金                  | 851,931           |
| 前 払 費 用                | 370,670           | 未 払 費 用                | 184,627           |
| そ の 他                  | 62,399            | 未 払 法 人 税 等            | 318,435           |
| 貸 倒 引 当 金              | △42,826           | 未 払 消 費 税 等            | 168,271           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,509,479</b>  | 前 受 金                  | 769,238           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>180,315</b>    | 賞 与 引 当 金              | 8,950             |
| 建 物                    | 102,120           | そ の 他                  | 96,456            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 75,647            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>3,100,150</b>  |
| そ の 他                  | 2,547             | 長 期 借 入 金              | 2,237,496         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>3,387,279</b>  | 繰 延 税 金 負 債            | 556,904           |
| の れ ん                  | 747,843           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金      | 273,000           |
| 技 術 資 産                | 1,412,795         | 退 職 給 付 に 係 る 負 債      | 26,800            |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 932,869           | そ の 他                  | 5,950             |
| ソフトウェア仮勘定              | 39,730            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,006,813</b>  |
| 商 標 権                  | 244,524           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| そ の 他                  | 9,515             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>4,096,728</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>941,885</b>    | 資 本 金                  | 464,228           |
| 投 資 有 価 証 券            | 427,520           | 資 本 剰 余 金              | 429,922           |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 32,344            | 利 益 剰 余 金              | 3,703,355         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 241,329           | 自 己 株 式                | △500,777          |
| そ の 他                  | 273,034           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>60,882</b>     |
| 貸 倒 引 当 金              | △32,343           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>4,157,610</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>10,164,424</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>10,164,424</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額        |
|-------------------------------|------------|
| 売 上 高                         | 11,323,742 |
| 売 上 原 価                       | 2,331,220  |
| 売 上 総 利 益                     | 8,992,522  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 7,756,286  |
| 営 業 利 益                       | 1,236,235  |
| 営 業 外 収 益                     |            |
| 受 取 利 息                       | 45         |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 74,104     |
| 受 取 手 数 料                     | 11,915     |
| 雑 収 入                         | 2,711      |
| 営 業 外 費 用                     |            |
| 支 払 利 息                       | 3,384      |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損             | 1,118      |
| 雑 損 失                         | 4,860      |
| 経 常 利 益                       | 1,315,648  |
| 特 別 損 失                       |            |
| 固 定 資 産 売 却 損                 | 151        |
| 減 損 損 失                       | 26,176     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 738        |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1,288,581  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 475,394    |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △24,483    |
| 当 期 純 利 益                     | 837,671    |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | —          |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 837,671    |

## 連結株主資本等変動計算書

（2023年4月1日から  
2024年3月31日まで）

（単位：千円）

|                     | 株 主 資 本 |         |           |          |           |
|---------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 2023年4月1日残高         | 454,207 | 419,901 | 2,865,684 | △500,556 | 3,239,236 |
| 連結会計年度中の変動額         |         |         |           |          |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 10,020  | 10,020  | —         | —        | 20,041    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —       | —       | 837,671   | —        | 837,671   |
| 自己株式の取得             | —       | —       | —         | △220     | △220      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —       | —         | —        | —         |
| 連結会計年度中の変動額合計       | 10,020  | 10,020  | 837,671   | △220     | 857,491   |
| 2024年3月31日残高        | 464,228 | 429,922 | 3,703,355 | △500,777 | 4,096,728 |

|                     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|--------|-----------|
| 2023年4月1日残高         | 23,574 | 3,262,810 |
| 連結会計年度中の変動額         |        |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | —      | 20,041    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —      | 837,671   |
| 自己株式の取得             | —      | △220      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 37,308 | 37,308    |
| 連結会計年度中の変動額合計       | 37,308 | 894,799   |
| 2024年3月31日残高        | 60,882 | 4,157,610 |

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社エル・アイ・シー

株式会社E0C.com

2023年10月2日に株式会社エル・アイ・シーの全株式を取得したことに伴い、同社並びにその子会社である株式会社E0C.comを連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2023年10月1日としているため、2023年10月1日から2024年3月31日までの6ヶ月間を連結しております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数および主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1 社

主要な会社等の名称 SMBCクラウドサイン株式会社

##### (2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

該当事項はありません。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 技術資産        | 15年                |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年以内） |

|     |         |
|-----|---------|
| 商標権 | 10年～15年 |
|-----|---------|

### (3) 重要な引当金の計上基準

|           |                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金     | ……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。                              |
| 役員退職慰労引当金 | ……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。                                     |

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出型の制度を採用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはメディア事業およびIT・ソリューション事業を主な事業とし、メディア事業では、主に法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用したサービスの提供を行っております。また、IT・ソリューション事業では、主に契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」および判例データベース「判例秘書」を提供しております。

#### a 弁護士支援サービス

主に、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」を活用した集客支援サービスを提供しております。当社は、弁護士事務所との間で締結した役務提供契約に基づく期間にわたり専用ページを掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって専用ページを掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### b 有料会員サービス

有料登録を行った会員に対して、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」に投稿されたすべての質問への弁護士回答を閲覧可能にするサービスを提供しております。当社は、有料登録を行った会員に対して、プレミアムサービス利用規約に基づく閲覧サービスを契約期間にわたり提供する義務を負っており、当該契約期間にわたって閲覧サービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### c 税理士支援サービス

主に、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用し、税理士事務所に対して顧客を紹介することを履行義務としております。パートナー税理士と顧客が契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### d 広告その他サービス

主に、各種媒体に顧客の広告を掲載することで広告収入を得ております。当社は、顧客との契約に基づく期間にわたり広告を掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって広告を掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### e IT・ソリューションサービス

主に、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。当社は、クラウドサインサービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、月額サービスについてはプラン内容や提供機能に応じた月額固定金額を、従量サービスについては送信件数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

また、判例データベース「判例秘書」を提供しております。当社グループは判例秘書サービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

15年間の定額法により償却しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

企業結合により計上された技術資産および商標権（無形固定資産）の時価の算定の決定

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

技術資産 1,412,795千円

商標権 239,779千円

上記資産につきましては、2023年10月2日に取得した株式会社エル・アイ・シーに係るものであります。

### (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### ①算出方法

企業結合により識別した無形固定資産の時価については、外部の専門家を利用し、企業価値評価で用いられた事業計画を基礎に、無形固定資産から生み出すことが期待される将来キャッシュ・フローを割引くインカム・アプローチのうち、超過収益法により技術資産を、ロイヤルティ免除法により商標権をそれぞれ算出しております。

#### ②主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もった「判例秘書」のライセンス数および割引率であり、これらの仮定を基礎に無形固定資産の時価算定を行っております。

#### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

無形固定資産価値の算定に用いた上記の主要な仮定については、不確実性を伴い、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には無形固定資産に減損損失が発生する可能性があります。

## (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

179,161千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式

22,382,100株

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式

618,500株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、効果的な事業投資を行うための投資計画に照らして必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は短期的な預金等で運用しており、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理部門において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

営業債務である未払金および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

借入金、主に事業投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は流動性リスクに晒されておりますが、営業債務と同様、月次に資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

また借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利動向の把握を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。現金については注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、および未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。また、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 投資有価証券420,242千円）および連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（連結貸借対照表計上額 投資有価証券7,278千円）については記載をしておりません。

|                                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 2,746,250          | 2,746,250  | —          |
| 負債計                             | 2,746,250          | 2,746,250  | —          |

(※) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそ

れぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分                              | 時価(千円) |           |       |           |
|---------------------------------|--------|-----------|-------|-----------|
|                                 | レベル 1  | レベル 2     | レベル 3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の<br>長期借入金を含む) | —      | 2,746,250 | —     | 2,746,250 |
| 負債計                             | —      | 2,746,250 | —     | 2,746,250 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                | 報告セグメント   |            |            | 合計         |
|----------------|-----------|------------|------------|------------|
|                | メディア      | IT・ソリューション | 計          |            |
| 弁護士支援サービス      | 2,398,303 | —          | 2,398,303  | 2,398,303  |
| 有料会員サービス       | 664,540   | —          | 664,540    | 664,540    |
| 税理士支援サービス      | 1,093,408 | —          | 1,093,408  | 1,093,408  |
| 広告その他サービス      | 296,075   | —          | 296,075    | 296,075    |
| IT・ソリューションサービス | —         | 6,871,414  | 6,871,414  | 6,871,414  |
| 顧客との契約から生じる収益  | 4,452,327 | 6,871,414  | 11,323,742 | 11,323,742 |
| その他の収益         | —         | —          | —          | —          |
| 外部顧客への売上高      | 4,452,327 | 6,871,414  | 11,323,742 | 11,323,742 |

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

|                     | 当連結会計年度（千円） |
|---------------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） |             |
| 売掛金                 | 1,301,775   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） |             |
| 売掛金                 | 1,795,634   |
| 契約負債（期首残高）          |             |
| 前受金                 | 188,906     |
| 契約負債（期末残高）          |             |
| 前受金                 | 769,238     |

契約負債は、主に、履行義務の充足に伴って収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、188,906千円であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

|         | 当連結会計年度（千円） |
|---------|-------------|
| 1年以内    | 196,096     |
| 1年超2年以内 | 147,891     |
| 2年超3年以内 | 101,858     |
| 3年超     | 82,072      |
| 合計      | 527,919     |

#### (1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額  
183円87銭
- 1 株当たり当期純利益金額  
37円62銭

#### (重要な後発事象に関する注記)

(取得による企業結合)

当社は、2024年4月17日開催の取締役会において、株式会社弁護革命の発行済株式のすべてを取得して子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。また、2024年5月1日付で当該株式を取得しております。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社弁護革命

事業内容 デジタル事件記録ツール「弁護革命」の開発および提供

### (2) 企業結合を行った主な理由

近年、社会・経済システムのデジタル化が急速に進んでいますが、司法分野においてもその動きは具体化しています。

2022年には「民事裁判手続きのIT化」を内容とする法改正がおこなわれ、弁護士業務においてもデジタル文書を効率的に活用できる業務スタイルが重要となっております。

ITツールを活用した案件管理、デジタル文書の効率的な管理、AIを活用したドキュメント作成などのニーズは、今後、一層高まるものと考えます。

弁護革命は、弁護士のためのデジタル事件記録ツール『弁護革命』を提供する会社です。弁護士業務においては、「事件記録」と呼ばれる案件の資料を効率的に参照する必要があります。一般的なフォルダやクラウドストレージは、「事件記録」に最適ではなく、業務効率が落ちやすいという課題が指摘されていました。『弁護革命』はこの課題に正面から取り組んだ唯一のプロダクトであり、弁護士業務の生産性を大幅に向上させる革新的なサービスとなっています。『弁護革命』はユーザーから高い支持を受け、2026年に予定されるオンライン提出の義務化を始めとした、弁護士業務のデジタル化の進展に伴い、更なる飛躍が見込まれるサービスです。

『弁護革命』が当社のプロダクトラインに加わることにより、当社が有する顧客基盤を活かした販売の加速、法曹界における両社の知見とAI技術を融合したプロダクトの機能拡張、『弁護革命』と『判例秘書』の判例データベースの連携による両サービスの利便性向上等が可能となり、多くのシナジーを見込めます。弁護士業務の更なる生産性向上に寄与することで、より多くの法律トラブルが解決される社会を実現してまいります。

### (3) 企業結合日

2024年5月1日（みなし取得日 2024年4月1日）

### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式の取得

### (5) 結合後企業の名称

変更ありません。

### (6) 取得した議決権比率

100%

### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を100%取得したことによるものです。

## 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |         |    |
|-------|----|---------|----|
| 取得の対価 | 現金 | 200,000 | 千円 |
| 取得原価  |    | 200,000 | 千円 |

## 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 1,250千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間  
現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳  
現時点では確定していません。

**(その他の注記)**

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,357,081</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,131,680</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,287,333        | 1年内返済予定の長期借入金          | 508,754          |
| 売 掛 金                  | 1,689,864        | 未 払 金                  | 724,991          |
| 貯 蔵 品                  | 998              | 未 払 費 用                | 141,606          |
| 前 払 費 用                | 361,625          | 未 払 法 人 税 等            | 286,924          |
| 未 収 入 金                | 30,098           | 未 払 消 費 税 等            | 147,878          |
| そ の 他                  | 29,612           | 前 受 金                  | 231,192          |
| 貸 倒 引 当 金              | △42,451          | 預 り 金                  | 90,330           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,966,351</b> | そ の 他                  | 3                |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>114,595</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,237,496</b> |
| 建 物                    | 82,667           | 長 期 借 入 金              | 2,237,496        |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 31,928           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,369,176</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>955,834</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 904,065          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>3,893,373</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 37,844           | 資 本 金                  | 464,228          |
| 特 許 権                  | 9,180            | 資 本 剰 余 金              | 429,922          |
| 商 標 権                  | 4,744            | 資 本 準 備 金              | 429,922          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,895,920</b> | 利 益 剰 余 金              | 3,500,000        |
| 投 資 有 価 証 券            | 201,630          | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 3,500,000        |
| 関 係 会 社 株 式            | 3,352,745        | オープンイノベーション促進税制積立金     | 34,669           |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 154,843          | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 3,465,331        |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 32,344           | 自 己 株 式                | △500,777         |
| 長 期 前 払 費 用            | 46,180           | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>60,882</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産            | 140,521          |                        |                  |
| 貸 倒 引 当 金              | △32,343          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>3,954,256</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>8,323,432</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>8,323,432</b> |

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |            |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 10,551,845 |
| 売 上 原 価               |         | 1,987,007  |
| 売 上 総 利 益             |         | 8,564,838  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 7,392,472  |
| 営 業 利 益               |         | 1,172,366  |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 受 取 利 息               | 45      |            |
| 受 取 手 数 料             | 11,915  |            |
| 助 成 金 収 入             | 150     |            |
| 雑 収 入                 | 786     | 12,897     |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 支 払 利 息               | 5,284   |            |
| 雑 損 失                 | 4,422   | 9,707      |
| 経 常 利 益               |         | 1,175,556  |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 313     |            |
| 減 損 損 失               | 26,176  | 26,490     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,149,066  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 454,166 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △34,924 | 419,242    |
| 当 期 純 利 益             |         | 729,824    |

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                       | 株主資本    |         |         |                            |           |           |
|-----------------------|---------|---------|---------|----------------------------|-----------|-----------|
|                       | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金                      |           |           |
|                       |         |         |         | その他利益剰余金                   |           | 利益剰余金合計   |
|                       |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | オープン<br>イノベーション<br>促進税制積立金 | 繰越利益剰余金   |           |
| 2023年4月1日残高           | 454,207 | 419,901 | 419,901 | —                          | 2,770,176 | 2,770,176 |
| 事業年度中の変動額             |         |         |         |                            |           |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）       | 10,020  | 10,020  | 10,020  | —                          | —         | —         |
| 当期純利益                 | —       | —       | —       | —                          | 729,824   | 729,824   |
| 自己株式の取得               | —       | —       | —       | —                          | —         | —         |
| オープンイノベーション促進税制積立金の積立 | —       | —       | —       | 34,669                     | △34,669   | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）   | —       | —       | —       | —                          | —         | —         |
| 事業年度中の変動額合計           | 10,020  | 10,020  | 10,020  | —                          | 695,154   | 729,824   |
| 2024年3月31日残高          | 464,228 | 429,922 | 429,922 | 34,669                     | 3,465,331 | 3,500,000 |

|                       | 株主資本     |           | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-----------------------|----------|-----------|--------|-----------|
|                       | 自己株式     | 株主資本合計    |        |           |
| 2023年4月1日残高           | △500,556 | 3,143,728 | 23,574 | 3,167,303 |
| 事業年度中の変動額             |          |           |        |           |
| 新株の発行（新株予約権の行使）       | —        | 20,041    | —      | 20,041    |
| 当期純利益                 | —        | 729,824   | —      | 729,824   |
| 自己株式の取得               | △220     | △220      | —      | △220      |
| オープンイノベーション促進税制積立金の積立 | —        | —         | —      | —         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）   | —        | —         | 37,308 | 37,308    |
| 事業年度中の変動額合計           | △220     | 749,644   | 37,308 | 786,952   |
| 2024年3月31日残高          | △500,777 | 3,893,373 | 60,882 | 3,954,256 |

## 個別注記表

### （継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### （1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式……………移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法により評価しております。

##### （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 6年～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3年～15年 |

（2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 特許権         | 8年                 |
| 商標権         | 10年                |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年以内） |

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社はメディア事業およびIT・ソリューション事業を主な事業とし、メディア事業では、主に法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用したサービスの提供を行っております。また、IT・ソリューション事業では、主に契約マネジメントプラ

ットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。

#### (1) 弁護士支援サービス

主に、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」を活用した集客支援サービスを提供しております。当社は、弁護士事務所との間で締結した役務提供契約に基づく期間にわたり専用ページを掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって専用ページを掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (2) 有料会員サービス

有料登録を行った会員に対して、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」に投稿されたすべての質問への弁護士回答を閲覧可能にするサービスを提供しております。当社は、有料登録を行った会員に対して、プレミアムサービス利用規約に基づく閲覧サービスを契約期間にわたり提供する義務を負っており、当該契約期間にわたって閲覧サービスを提供することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (3) 税理士支援サービス

主に、税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を活用し、税理士事務所に対して顧客を紹介することを履行義務としております。パートナー税理士と顧客が契約を締結した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (4) 広告その他サービス

主に、各種媒体に顧客の広告を掲載することで広告収入を得ております。当社は、顧客との契約に基づく期間にわたり広告を掲載する義務を負っており、当該契約期間にわたって広告を掲載することで履行義務を充足し、収益を認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

#### (5) IT・ソリューションサービス

主に、契約マネジメントプラットフォーム「クラウドサイン」を提供しております。当社は、クラウドサインサービス利用規約に基づきサービスを提供する義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供することで履行義務を充足し、月額サービスについてはプラン内容や提供機能に応じた月額固定金額を、従量サービスについては送信件数に単価を乗じた金額を、収益として認識しております。また、約束された対価は当該履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 関係会社株式の評価

株式会社エル・アイ・シー

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

株式会社エル・アイ・シーの買収に伴い計上した関係会社株式の金額は以下の通りです。

関係会社株式 3,303,745千円

#### (2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ①算出方法

関係会社株式は、取得時点において価値算定の対象となった事業計画に基づき算定しております。関係会社株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額処理を行うこととしております。また、関係会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で関係会社の株式を取得している場合において、超過収益力等の減少により実質価額が取得原価に比べ著しく低下したときには、相当の減額処理を行うこととしております。

なお、当事業年度において、実質価額は取得原価に比べ著しく低下しておらず、相当の減額処理は不要と判断しております。

##### ②主要な仮定

実質価額に含まれる超過収益力は株式会社エル・アイ・シー買収時の事業計画に基づき算出しております。当該事業計画の主要な仮定は、過年度の実績と市場環境とを勘案して見積もった「判例秘書」のライセンス数および割引率であります。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は経営者による最善の見積りにより決定しておりますが、競合他社や市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、不確実性を伴っております。そのため、実績が事業計画から著しく下方に乖離するなどして、実質価額が著しく下落した場合には、関係会社株式評価損として認識する可能性があります。

## (追加情報)

該当事項はありません。

**(貸借対照表に関する注記)**

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 84,834千円 |
|-------------------|----------|

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

|                |           |
|----------------|-----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 222,259千円 |
|----------------|-----------|

|                |          |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 73,158千円 |
|----------------|----------|

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| 売上高 | 799,189千円 |
|-----|-----------|

|            |           |
|------------|-----------|
| 販売費及び一般管理費 | 320,287千円 |
|------------|-----------|

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式の数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 101,363株 |
|------|----------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 繰延税金資産          |            |
| 貸倒引当金           | 22,902千円   |
| 貸倒損失            | 3,178 //   |
| 減価償却費           | 101,791 // |
| 未払事業税           | 16,742 //  |
| 未払事業所税          | 3,267 //   |
| 資産除去債務          | 6,467 //   |
| 投資有価証券評価損       | 12,247 //  |
| 減損損失            | 8,300 //   |
| 未払金否認額          | 3,884 //   |
| 株式報酬費用          | 7,717 //   |
| その他             | 2,599 //   |
| 繰延税金資産小計        | 189,099千円  |
| 評価性引当額          | △33,276 // |
| 繰延税金資産合計        | 155,822千円  |
| 繰延税金負債          |            |
| オープンイノベーション促進税制 | 15,301千円   |
| 繰延税金負債合計        | 15,301千円   |
| 繰延税金資産純額        | 140,521千円  |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 関連会社等

| 種類   | 会社等の<br>名称または氏名             | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係  |                   | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|------|-----------------------------|----------------------------|------------|-------------------|--------------------------|--------------|-----|--------------|
|      |                             |                            | 役員の兼<br>任等 | 事業上の<br>関係        |                          |              |     |              |
| 関連会社 | SMBCクラ<br>ウドサイ<br>ン株式会<br>社 | 所有<br>直接<br>49.0%          | —          | 当社サー<br>ビスの提<br>供 | 当社サー<br>ビスの提<br>供<br>(注) | 799,189      | 売掛金 | 207,645      |
|      |                             |                            |            |                   | 販売手数<br>料<br>(注)         | 351,125      | 未払金 | 73,158       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格および販売手数料の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                                         | 会社等の<br>名称または氏名            | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者との関係  |                   | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円) | 科目         | 期末残高<br>(千円) |
|--------------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------|-------------------|--------------------------|--------------|------------|--------------|
|                                            |                            |                            | 役員の兼<br>任等 | 事業上の<br>関係        |                          |              |            |              |
| 主要株主<br>が議決権<br>の過半数<br>を所有し<br>ている会<br>社等 | 弁護士法人<br>Authense<br>法律事務所 | なし                         | 1名         | 当社サー<br>ビスの提<br>供 | 当社サー<br>ビスの提<br>供<br>(注) | 16,506       | 売掛金<br>前受金 | 4,088<br>191 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社サービスの販売価格の決定方法は、当該取引に係る公正な価格を勘案して、当事者間取引による価格交渉の上で決定しております。

**(収益認識に関する注記)**

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額

174円74銭

2. 1株当たり当期純利益金額

32円78銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

連結注記表の「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

**(連結配当規制適用会社に関する注記)**

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

**(その他の注記)**

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

弁護士ドットコム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部正典  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井慎吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、弁護士ドットコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

弁護士ドットコム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 正典  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 慎吾  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

弁護士ドットコム株式会社 監査役会

|       |         |   |   |   |   |   |
|-------|---------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | (社外監査役) | 唐 | 樋 | 和 | 明 | 印 |
| 監査役   | (社外監査役) | 須 | 田 | 仁 | 之 | 印 |
| 監査役   | (社外監査役) | 阿 | 久 | 津 | 操 | 印 |

以 上